

議案第 46 号

境港市印鑑条例の一部を改正する条例制定について

境港市印鑑条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 6 年 6 月 3 日 提出

境港市長 伊 達 憲 太 郎

境港市印鑑条例の一部を改正する条例

境港市印鑑条例（昭和50年境港市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項中「市以外の者が設置したもの」を「、利用者が必要な操作を行うことにより証明書を発行する機能を有するもの」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(参 考)

主 な 内 容

- 1 らくらく窓口証明書交付サービス導入に伴う改正（第14条関係）
マイナンバーカードを利用して、市役所内に設置した機器からコンビニ交付と同様の操作を行うことで、印鑑登録証明書の交付を可能とするための改正

- 2 施行期日
公布の日

議案第 47 号

境港市地方活力向上地域等における固定資産税の課税免除及び不均
一課税に関する条例の一部を改正する条例制定について

境港市地方活力向上地域等における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する
条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 6 年 6 月 3 日 提出

境港市長 伊 達 憲 太 郎

境港市地方活力向上地域等における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例

境港市地方活力向上地域等における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例（平成28年境港市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「令和6年3月31日」を「令和8年3月31日」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

（3）特定業務児童福祉施設 法第5条第4項第5号に規定する特定業務児童福祉施設をいう。

第3条第1項中「当該特定業務施設」を「当該特定業務施設又は当該特定業務施設に係る特定業務児童福祉施設」に、「特定業務施設供用資産」を「特定業務施設等供用資産」に改め、同条第2項中「特定業務施設供用資産」を「特定業務施設等供用資産」に改める。

第4条第1項中「当該特定業務施設供用資産」を「当該特定業務施設等供用資産」に改める。

第6条中「特定業務施設供用資産」を「特定業務施設等供用資産」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の境港市地方活力向上地域等における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、令和6年4月1日からこの条例の施行の日の前日までの間に計画認定（新条例第2条第4号に規定する計画認定をいう。）を受けた認定事業者（同号に規定する認定事業者をいう。）についても適用する。

(参 考)

主 な 内 容

- 1 地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定期限の延長(第2条第4号関係)
地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令(平成27年総務省令第73号)が改正され、地方公共団体が地方税の課税免除及び不均一課税を行った場合の地方交付税による減収補填措置が延長されたことに伴い地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定期限を令和8年3月31日まで延長する。

- 2 課税免除及び不均一課税の対象施設の追加(第2条第3号、第3条、第4条及び第6条関係)
地域再生法(平成17年法律第24号)及び地域再生法施行規則(平成17年内閣府令第53号)の改正に伴い、地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた事業者に対する課税免除及び不均一課税の対象施設に特定業務児童福祉施設を追加する。

- 3 施行期日等
公布の日から施行し、令和6年4月1日から施行の日の前日までの間に、整備計画の認定を受けた認定事業者についても適用する。

議案第 48 号

境港市土地貸付及び譲渡の特例に関する条例の一部を改正する条例
制定について

境港市土地貸付及び譲渡の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 6 年 6 月 3 日 提出

境港市長 伊 達 憲 太 郎

境港市土地貸付及び譲渡の特例に関する条例の一部を改正する条例

境港市土地貸付及び譲渡の特例に関する条例（令和3年境港市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条中「夕日ヶ丘1丁目及び2丁目の」を「土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第3条第4項の規定により市が施行した境港新都市土地区画整理事業及び深田川土地区画整理事業の区域内における」に改める。

附 則

この条例は、令和6年7月1日から施行する。

(参 考)

主 な 内 容

1 対象土地の拡大（第2条関係）

住宅土地貸付制度の対象に、市が所有する深田川土地区画整理事業の区域内の宅地を追加する。

2 施行期日

令和6年7月1日